

主な規約内容

(1) 会の目的

永年の間、職を共にした
会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(2) 総会

年1回開催し、会運営の基本的事項について
審議決定する。出席会員数の過半数で決定。

(3) 役員及び任期

会長、副会長、会計、会計監査、事務局、幹事の
の20名程度で構成され総会において選出する。
任期は、当年10月～翌年9月の1年間とする。

(4) 役員会

本会の執行機関であり会長がこれを開催し、総会
付議事項及び本会の運営について協議。月1回開催。

(5) 入会金・年会費

会員より入会金・年会費を徴収し運営費に充当。
(入会金1,000円、年会費2,500円
ただし、4月以降の会費は1,250円)
また、暦年度で満89歳以上の会員は、その年以降の
会費を免除する。

(6) 慶 祝

白寿(99才)・米寿(88才)・喜寿(77才)の誕生日を
迎える会員に長寿祝状と祝金を贈呈し慶祝する。
(白寿:1.5万円、米寿:1万円、喜寿:5千円を贈呈)

(7) 弔 意

・会員逝去時
弔電;コマツ社長・大阪工場長・OB会会長 名で行う。
香典;コマツ大阪工場長・OB会会長 名(1万円)で行う。
供花; 同上 名にて行い弔意を表す。
・会員の配偶者逝去時
弔電;OB会会長名で行い、
香典;コマツ大阪工場長・OB会会長名(1万円)で行い
弔意を表す。 (供花は行わない。)

(8) 準会員制度 (大阪工場OB会独自の取組)

会員が死亡等で資格が無くなっても、
配偶者および一親等以内の家族の方が引き継ぎ
入会を希望する場合は資格を認める。
その際、入会金は不要とするが、年会費は会員と同額。
ただし、弔事に関しては適用しない。

会員の特典

(1) 総会・懇親会への参加

- ・懐かしい方々との軽食・飲物で懇談
- ・コマツの工場長及びユニオンの方々との顔合わせ
並びに現況説明等を頂き好評を得ております。

(2) 会員名簿の受領

(3) 会報への投稿ができる。

(4) 「会報・コマツたより」の受領(年4回)

*同時にコマツおよびユニオンの情報誌が得られる。

(5) OB会主催の部門活動への参加

(6) 慶祝・弔事が受けられる。

